

第4回 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年4月13日（月）15時00分～

場 所：当別町役場 町長応接室

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）経過報告

（2）今後の対応

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

資料2：新型コロナウイルス感染症への対応方針（案）

資料3：当別町新型コロナウイルス感染症対策本部の構成

資料4：新型インフルエンザ等対策における部及び主な役割等（案）

資料5：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課(R2.4.13)

1 発生の状況

(1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

4月12日12時までに確認されている患者は4257名。

	PCR 検査 陽性者	うち 無症状者	うち 有症状者	うち退院 した者		症状の 有無 確認中
				うち 死亡者		
国内事例	6616	420	4257	767	98	1939

(2) 道内の発生状況 (R2.4.12現在)

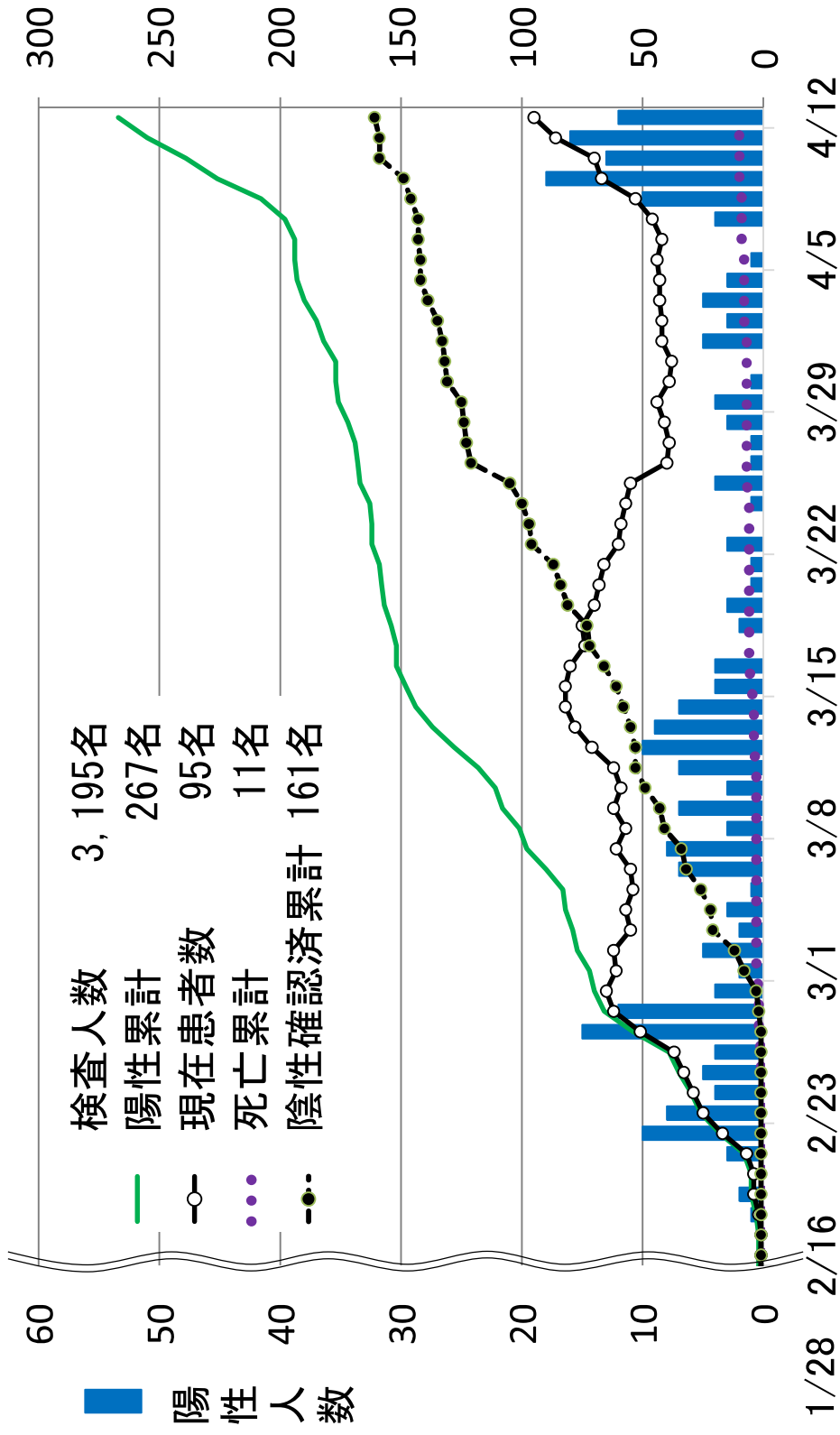
267名 (死亡11名)

	PCR 検査 陽性者	現在 患者数			死亡者	陰性 確認済
		軽症 中等症	重症			
道内事例	267	95	90	5	11	161

石狩振興局管内	158名	➔	札幌市	131名
渡島総合振興局管内	7名		江別市	3名
檜山振興局管内	3名		千歳市	13名
後志総合振興局管内	6名		北広島市	2名
空知総合振興局管内	8名		その他	9名
上川総合振興局管内	25名			
留萌振興局管内	3名			
宗谷総合振興局管内	0名			
オホーツク総合振興局管内	28名			
胆振総合振興局管内	7名			
日高振興局管内	2名			
十勝総合振興局管内	1名			
釧路総合振興局管内	12名			
根室振興局管内	1名			

・その他 中国籍 1名、道外居住 4名、
非公表 1名。

北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況(R2.4.12現在)



※「陰性確認済累計」とは、陽性の患者が軽快してから24時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから24時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

2 国の対応

- (1) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (2) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (3) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (4) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (5) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1~2週間が瀬戸際」)
- (6) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (7) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (8) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (9) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (10) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (11) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカー対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (12) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」)
- (13) 3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (14) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。(3月5日より配布)
- (15) 3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (16) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。(3月12日より配布)
- (17) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナ感染症に関する緊急対応策—第2弾—発表。
- (18) 3月11日、WHO がパンデミック(世界的な大流行)を宣言。
- (19) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立(3月14日施行)。
- (20) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。(3月19日より配布)
- (21) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (22) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化

や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。

- (23) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を73の国と地域に拡大(4月3日から適用))。
- (24) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (25) 4月7日、緊急事態宣言。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで)
- (26) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (27) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (28) 関係会議の開催
 - 1月30日～ 4月11日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計28回開催
 - 2月16日～ 4月 1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計10回開催
 - 1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

3 道の対応(保健福祉部)

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2) 道民等への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民への情報提供
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - (ウ) 保健所等による相談対応
- (3) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (4) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (5) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (6) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (7) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。
- (8) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (9) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこ

- と」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (10) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
 - (11) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
 - (12) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)
 - (13) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼びかけ。
 - (14) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2月28日～3月19日)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
 - (15) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
 - (16) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症対処方針」を決定。
 - (17) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
 - (18) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
 - (19) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
 - (20) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
 - (21) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などをよびかけるためのチラシを配架。
 - (22) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
 - (23) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせて6班体制に拡充。
 - (24) 4月12日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」を変更。
 - (25) 4月12日、北海道と札幌市は、第2波とも言える感染拡大の危機を早期に収束させるため、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発表。
 - (26) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日・31日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会
 - 1月28日～3月24日 感染症危機管理対策本部会議、計12回開催
 - 3月27日～4月11日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計5回開催

4 町内の対応

- (1) 国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集
- (2) 町民や関係機関への情報提供、注意喚起
 - ホームページにより町民へ情報提供
 - 町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)
- (3) 2月25日
 - 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置
 - ・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請
 - 社会教育施設閉鎖(2月26日～3月2日まで)
 - ・総合体育館 ・白樺コミセン ・西コミセン ・学習交流センター ・世紀会館
 - 道の駅へ感染症対策の徹底を通知
 - 窓口職員に対しマスク配布
 - ハイター噴霧器等備品購入
- (4) 2月26日
 - 教育施設等休校等(2月27日～3月4日)
 - ・町内小中学校の臨時休校 ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)
 - ・子ども発達支援センター閉鎖 ・子どもプレイハウス閉鎖 ・あそびの広場閉鎖
 - 当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。
3月1日の卒業式は時間短縮で実施。
 - ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。
 - ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。
 - 太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。
 - 行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。
- (5) 2月27日、HPにて町民に向けて町長からのメッセージ掲載。
- (6) 2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)
- (7) 3月2日
 - 3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。
 - 社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。
 - ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。
 - 道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。
 - ・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。
 - 町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)
 - 認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。
 - 子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。
 - 子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)
- (8) 3月3日
 - 町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)
 - 3月議会定例会の傍聴中止を決定。
- (9) 3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)

(10)3月9日

- 道の駅営業再開時間短縮(10時~16時)営業(3月19日まで)。
- レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日~26日)。

(11)3月13日

- 社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。
- ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。
- 認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。
- 子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。

(12)3月16日、町内医療機関及び歯科医療機関に対し、手指消毒用アルコールの配布希望の有無について通知(FAX)。希望機関に対し1医療機関に1Lを順次配布。

(13)3月17日

- 社会教育施設臨時休館延長(3月31日まで)。
- ふれあい倉庫貸館休止延長(3月31日まで)。物販、高陣は通常営業。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(3月31日まで)。

(14)3月18日

- 町長メッセージ(2回目)をホームページに掲載。
- 行政推進員に町長メッセージ(2回目)をFAX送信。

(15)3月24日

- 4月11日の北海道医療大学入学式中止
- 4月11日、12日ののど自慢中止

(16)3月30日

- 社会教育施設臨時休館延長(4月14日まで)。
- ふれあい倉庫貸館休止延長(4月14日まで)。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(4月14日まで)。
- 子ども発達支援センター、あそびの広場の閉鎖延長(4月14日まで)。

(17)3月31日、4月以降の対応方針について町内回覧

(18)4月3日

- 4月6日の町内小中学校の入学式実施
- 4月7日から町内小中学校授業再開

(16)4月7日時点での中止(延期)したイベント 【合計 48件】

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・当別町が主催・共催するもの | 24件 |
| ・NPO 法人ふれスポとうべつが主催等するもの | 11件 |
| ・その他が主催するもの | 13件 |

(17)関係会議等

- 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知
- 2月 4日 部長会議において状況報告
- 2月10日 行政推進員会議において報告
- 2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知

2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
3月17日 第2回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
3月30日 第3回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
4月 7日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策幹事会議(書面会議)開催
2月27日～4月13日 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部状況報告
計33回

新型コロナウイルス感染症への4月15日以降の対応方針

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年4月13日

令和2年4月7日、政府から「緊急事態宣言」が発出されました。また、4月12日、北海道と札幌市は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、第2波とも言える感染拡大の危機を早期に収束させるため、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出し、緊急対応を実施しております。

このため、当別町においては、

- (1) 町内イベントの中止
- (2) 町が管理する施設の臨時休館
- (3) 不要不急の外出の自粛

以上3点について、5月15日(金)まで取り組みを実施します。

<取組期間中の注意点>

- ① 緊急事態宣言対象地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）への往来は控えましょう。
- ② 北海道・札幌市緊急事態宣言により、札幌市内における接触機会の低減がお願いされています。感染リスクを高めるような札幌市への不要不急の往来を控えましょう。
- ③ 風邪症状（喉の痛み、咳、発熱など）がある場合は外出を控えましょう。
- ④ 人の移動が予想されます。3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けましょう。
- ⑤ できるだけお家で過ごしましょう。「Stay at home」

<不要不急の外出に該当しない例>

- ① 食品・日用品・医薬品の買い物
- ② 病院への通院、介護サービスの利用
- ③ 金融機関の利用
- ④ ストレス解消や健康維持のため運動や散歩などの屋外活動
(感染予防対策として、マスク着用や人との近距離、接触をさけての活動をお願いします。)

<町が管理する臨時休館となる施設>

- ・ 当別町総合体育館
- ・ 白樺コミュニティーセンター
- ・ 西当別コミュニティーセンター
(施設内図書室は返却箱による図書返却のみ利用できます。)
- ・ 当別町学習交流センター
(施設内図書室は返却箱による図書返却のみ利用できます。)
- ・ 世紀会館
- ・ ゆとろ(高齢者福祉センター)入浴施設等
(利用できない施設:入浴施設、談話ホール、研修室)
- ・ ふれあい倉庫貸館(多目的ホール、カルチャーホール)

<町内の学校の臨時休校>

- ・ 町内の小中学校及び北海道当別高等学校は、4月14日から5月6日までの間、臨時休校となります。

<町内企業の皆様へのお願い>

- ・ 一定期間の在宅勤務、シフト制、テレワーク等、感染拡大を防ぐ対策や工夫について、ご協力、促進をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しての誤った情報や、不確かな情報に惑わされないよう、落ち着いた行動をお願いいたします。また、皆様の合理的かつ冷静な行動は、大切な人の健康と命を守ることにつながります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部の構成

	所 属	氏 名	備 考
1	町長	宮司 正毅	本部長
2	副町長	増輪 肇	副本部長
3	教育長	本庄 幸賢	副本部長
4	総務部長	一宮 直人	幹事長
5	福祉部長	江口 昇	幹事長
6	町長公室長	長谷川 道廣	
7	企画部長	熊谷 康弘	
8	企画部参与	三上 晶	
9	事業推進部長	乗木 裕	
10	住民環境部長	山崎 一	
11	経済部長	高松 悟志	
12	建設水道部長	吉尾 雅昭	
13	教育部長	大畑 裕貴	
14	議会事務局長	野村 雅史	
15	当別消防署長	佐々木 伸幸	

事 務 局	総務部総務課長	長谷川 明	副幹事長
	総務部総務課参事	北村 浩二	
	福祉部保健福祉課長	遊佐 博憲	副幹事長
	総務部総務係長	五東 浩康	
	福祉部保健福祉課健康推進係長	荒 厚子	
	福祉部保健福祉課健康推進係主査	長谷川 恵子	

新型インフルエンザ等対策にかかる部及び主な役割等

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
各部	各部(室・署)長	各部(署)	<ul style="list-style-type: none"> ○町の業務継続に関すること ○公共施設の感染予防策、休業、関係するイベントの自粛に関すること ○関係機関との連絡、協議に関すること ○職員の感染予防に関すること ○所管に属する対策等に必要な資機材の整備・点検に関すること ○所管事項の執行記録に関すること
福祉対策部	福祉部長	福祉部 保健福祉課 介護課	<ul style="list-style-type: none"> ○庶務に関すること ○町対策本部の設置、運営に関すること ○感染状況の総合的な取りまとめに関すること ○記録に関すること ○北海道保健行政室及び医療機関との連絡調整に関すること ○住民接種の実施に関すること ○要配慮者への支援に関すること ○社会福祉施設等における感染防止対策に関すること
総務対策部	総務部長	総務部 総務課 財政課 税務課 議会事務局 監査委員事務局 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画の実施、整備に関すること ○職員の特定接種の実施に関すること ○緊急的な財政の支出に関すること
町長公室対策部	町長公室長	町長公室 政策広報課	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関との連絡調整に関すること ○住民への広報に関すること ○新型インフルエンザ等の情報記事及び記録写真の収集、保存に関すること ○関係機関等来庁者への接遇に関すること
企画対策部	企画部長	企画部 企画課 ICT推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○道の駅の感染防止対策、使用制限に関すること ○北海道医療大学との連絡調整に関すること ○国、道及び関係機関への陳情、要請及び資料調達に関すること
事業推進対策部	事業推進部長	事業推進部 事業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○企画対策部の支援に関すること

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
住民環境対策部	住民環境部長	住民環境部 住民課 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生施設の感染防止対策に関すること ○防疫等環境衛生の保持に関すること ○町内会長との連絡調整に関すること ○火葬場の円滑な運営、遺体安置に関すること ○住民からの問い合わせ窓口に関すること
経済対策部	経済部長	経済部 農務課 エネルギー推進室 商工課 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業施設、商工業施設、観光施設、企業等の感染防止対策に関すること ○家畜の防疫、予防対策に関すること ○事業者の対応に関すること ○生活関連物資等の価格の安定等に関すること
建設水道対策部	建設水道部長	建設水道部 建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅の感染防止対策に関すること ○水の安定供給に関すること ○緊急時における飲料水の供給に関すること
教育対策部	教育部長	教育委員会 学校教育課 社会教育課 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育施設、社会教育施設、認定こども園等の所管施設の感染防止対策、使用制限に関すること ○園児・児童・生徒の感染状況の把握、休校・学級閉鎖等に関すること
救急対策部	当別消防署長	当別消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○感染患者等の医療機関への搬送に関すること ○救急搬送に関すること

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

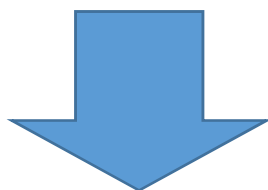
◆新型コロナウイルス感染症緊急事態措置

(内閣官房新型インフルエンザ等対策室)

- 令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。
- お住いの地域を確認し、落ち着いて行動してください。

【期間】令和2年4月7日から5月6日までの1か月

【区域】埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県



これを受けて北海道から

道民の皆様へ

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症

集中対策期間 (4/8 水 ~ 5/6 水)

- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

北海道知事 鈴木 直道